

あさひかわ商工会補助金

交付団体について



団体名称：あさひかわ商工会
代表者：会長 増澤 喜久男
住所：旭川市永山2条19丁目5-11

1 設置目的

商工会法（昭和三十五年五月二十日法律第八十九号）に基づき、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織として商工会及び商工会連合会を設け、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 R2年度会員数 1,629事業所

3 主な業務内容

巡回訪問や窓口支援による金融や経理業務・労務支援を中心に、中小企業診断士や税理士などの専門家と連携したきめ細かな個社支援を実施。

4 経営指導員等

経営指導員6名，補助員2名，記帳専任1名，記帳指導4名

5 合併状況

平成20年4月，市内4地区（永山・東旭川・神楽・東鷹栖）の商工会が合併

あさひかわ商工会補助金について

交付目的	旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第8条第1項及び第3項に基づき、あさひかわ商工会が経営指導員、補助員及び記帳専任職員を設置して行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実に図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的とする。		
対象事業	小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための指導事業及び付随する事業 ※商工会職員の人件費及び事業費		
事業費負担イメージ	北海道小規模事業指導推進費補助金 1 / 2 程度	商工会会費等 1 / 4 程度	市補助金 1 / 4 程度
事業実施概要	経営改善普及事業 金融斡旋174件，セミナー2回開催，社会保険労務士やコンサルタント等による個別指導を34回開催，経営指導員による相談及び指導（巡回指導，窓口指導）4,504件，記帳継続指導1,332件 ほか		

あさひかわ商工会が求められる役割について

令和2年年初からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、主に小規模事業者の経営を支援している、あさひかわ商工会では「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」の周知・実行の指導に努めながら、国や道及び市の給付金や補助金等の支援施策に関する情報提供や申請の支援業務に主力を注ぎ、地域の小規模事業者等の経営支援に対し、大きな役割を担っているところ。

結果、令和2年度においては新型コロナウイルス関連の相談件数だけで2千件を超えており、会員数も増加しているなど、事業者からあさひかわ商工会による支援が求められている。

あさひかわ商工会の会員数推移

